

現場代理人等の兼務等に関する運用について

平成29年10月1日

施設部長 裁定

国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）が定める、工事請負契約基準第10条第2項により、現場代理人は常駐義務を有するが、同条第3項により工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障なく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると本学が認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるとしている。

本裁定は兼務を認める要件、手続き等を具体的に定め、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障なく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると本学が認め、下記の要件をすべて満たした場合は、受注者の申し出に基づき別工事における現場代理人の兼務及び現場代理人と主任技術者との兼務をすることができるものとする。

1. 別工事における同一の現場代理人の兼務を認める要件

- (1) 兼務する工事現場相互の間隔が直線距離で10km以内に近接していること。
- (2) 兼務する工事の件数が2件であること。
- (3) 他発注機関の工事と兼務する場合は事前に必ず承認を得ていること。
- (4) 発注者及び工事現場間の連絡がとれる体制を常に確保できることとし、発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること。
- (5) 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

2. 専任を要する別工事における同一の主任技術者の兼務を認める要件

- (1) 上記1 (1)～(5)のすべての要件を満たしていること。
- (2) 監理技術者の専任を要しない工事であること。

3. 手続き

別工事において現場代理人の兼務及び現場代理人と主任技術者の兼務を行う場合には、現場代理人兼務届出書（別紙様式1）、又は主任技術者兼務届出書（別紙様式2）を参加申請の提出期限日時までに提出し、発注者の承認を得ること。

なお、各々の工事において発注者に兼務の承認を得ること。

4. 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

5. 適用期間

この取扱いは、平成29年10月1日以降に公告する建設工事から適用する。